議題4：法人市民税の資料について（東海市提出）

資料4

市名		各市の状況
1	名古屋市	本市においても、誤った更正処理を行ってしまい、納税義務者より問合せを受けることがあり、提案市と同様の課題を抱えている。 愛知県から送付される法人税等の更正情報の全件について、県税事務所に更正内容の詳細を確認することはできないため、法人税額に異動があり、当初の申告書に控除の適用があるものについてのみ、県税事務所に詳細を確認している。
2	豊橋市	当初申告で国税控除額がある場合は、1年分であれば当初の控除額を適用し、数年分まとめて更生があった場合は、愛知県県税事務所に問い合わせるか、もしくは、毎年国税控除があるような事業所の場合、直接事業所に該当年分国税控除額を電話で問い合わせしている。 ただし、各市町村が各々更生のあった事業所に問い合わせするとなると、事業所の負担が大きくなるため、愛知県に様式の改正を求めることが望ましいと考える。
3	岡崎市	更正の対象となる元の事業年度の申告内容において、試験研究費等控除、国際戦略等控除、還付法人税額控除、退職年金積立控除、外国税額控除などが申告内容に含まれていた場合には通知を送付している県税事務所に対してそれらの控除についての変更がないかを電話にて確認している。
4	一宮市	更正前の確定申告で控除額算定の法人については、控除額更正の有無を当該県税事務所に電話確認している。また、前期事業年度の確定申告において控除額算定の法人についても同様に電話確認している。
5	瀬戸市	当市では愛知県から通知を受けた際、確定申告時において国税控除額の記載があれば、県税事務所へ国税控除額に変更はないか電話確認をしています。また、国税控除額がわからなければ、瀬戸市の電算システム上更正処理が不可であるため、他の都道府県からの通知で法人住民税の課税標準額の記載がある場合についても、国税控除額の変更の確認をしているところですが、一部の県税事務所では義務がないためお答えしかねます、との回答をいただき、処理に苦慮しているところです。
6	半田市	該当する事業年度の確定申告等で国税控除額（試験研究費など）がないか確認し、もしあれば県（県税事務所）へ連絡し確認している。
7	春日井市	直近の課税情報に試験研究費、外国税額控除などが含まれている場合は、愛知県に金額の変更がないかどうかの確認をしていますが、それ以外は貴市と同様の取扱いしかできず、対応に苦慮しています。
8	豊川市	本市では、更正前の申告に国税控除額等がある場合は、送付元の県税事務所に、変更の有無を電話照会している。
9	津島市	過去の申告に各種控除額があった法人については、情報提供元の県税事務所にこれらの各種控除額は無いか確認しています。
10	碧南市	当市では、更正の対象となる法人の確定申告書に国税控除額が計上されている場合には、該当の県税事務所に対して国税控除額の変更の有無について確認を行っています。
11	刈谷市	更正前の申告情報に国税の税額控除額（試験研究費、国家戦略、外国税額控除等）があれば、送付元の機関に問い合わせて変更がないかを確認しています。

市名		各市の状況
12	豊田市	該当事業年度に法人税の特別控除のある法人については、更正において法人税額と特別控除額のどちらに変更が生じたのか分からないため、所管の県税事務所に電話で法人税額と特別控除額の内訳を聞き取り、課税標準額を確認している。 当市を所管している豊田加茂県税事務所には、法人税の特別控除がある場合は、更正の通知書にその金額を記載していいただくよう依頼しており、電話での確認が省略できている。 当市においては、他県から届く課税標準額の通知書においても、該当事業年度に法人税の特別控除のある法人については、通知元の県税事務所に電話で法人税額と特別控除額の内訳の確認を行っている。
13	安城市	送付されてきた法人に特別控除がある場合は、県税事務所に控除の変更がないか電話確認をする。西三河県税事務所からの通知については、毎月月末に文書にて照会を行っている。県税事務所が控除額の変更を把握していない場合は法人に直接連絡を取り、確認をしている。特別控除がない法人については法人税額を使用して更正を行っている。
14	西尾市	課税標準となる法人税額の計算が不明の場合は、所管の県税事務所に電話し、試験研究費や国家戦略特別区域等の特別控除額が計算に含まれるかなどについて、都度確認をしています。
15	蒲郡市	当市でも、愛知県の更正資料をもとに誤った更正をしてしまった事例が発生しました。以後、愛知県の更正資料をもとに更正を行う場合は、事前に税理士や法人の担当者へ電話による聞き取りを行い、国税控除額を把握しています。法人税申告書の写しをいただける場合は参考としていただいています。
16	犬山市	国税控除額がある場合は、手書きによる金額が補記されていますので、その金額を参考にしています。 更正前の確定申告に国税控除額があり、かつ補記がない場合は情報提供元である県税事務所へ照会しています。
17	常滑市	更正前の申告内容を確認し、控除額がある場合などは、県に問い合わせています。最初から法人住民税の課税標準額が記載されていれば、市町にとって事務処理の簡素化、課税誤りの防止につながると考えます。
18	江南市	特別な対策等は行っておりません。
19	小牧市	基本的に法人税額を使用して更正しています。 ただし、申告履歴に国税控除額があれば、県税事務所に確認しています。
20	稲沢市	愛知県から当該事例の通知があった場合、状況によっては課税標準額を県に確認することもあるが、基本的には県からの通知を基に法人税額のみによる更正を行っている。国税控除額や外国税額控除等について記載がないため誤った更正をする事例も稀に発生しており、当市も対応に苦慮している。
21	新城市	当初の申告に特別控除額がある場合は、変更があるかどうか電話で確認している。
22	東海市	当初の確定申告等も確認し、国税控除がない場合、法人税額を使用している。国税控除がある場合、県税事務所等に電話で確認をしている。
23	大府市	基本的には、愛知県からの法人税額等の通知書の内容のみに基づいて更正処理を行っています。控除については、該当年度の最終申告の控除額を使用しています。内容に疑問がある場合は、県税事務所や関連事業所がある他の自治体、該当事業所等に電話にて確認をしております。
24	知多市	県税等からの通知の内容により確認できない部分については、県税、税務署等に内容を問合せている。

市名		各市の状況
25	知立市	更正情報が送付されてきた際に該当年度の申告書データの法人税額や特別控除額を確認し、変更があれば県税事務所等に電話で照会している。(前提として、確定申告書が提出された際に法人税額及び特別控除額等欄が空欄の場合、申告書別表1を確認し、補記。補記後、入力し、電子データ化している。) また併せて分割基準に係る当市の従業員数に変更がないか確認している。
26	尾張旭市	県税事務所に電話をして、国税等の控除が存在するかを確認したうえで処理を行っています。
27	高浜市	不明である場合には、当該法人又は県に対し、電話照会により調査・確認しております。
28	岩倉市	当市では、法人税額を使用して更正を行っております。 その中で不明点等があった場合は、都道府県や事業所に問合せて処理しています。
29	豊明市	更正情報が提供される前の申告で、控除額の申告がされている場合は、県税事務所に控除額の更正等があったか確認していますが、申告がない場合は、法人税額を使用して更正しています。
30	日進市	控除前の変更の有無や金額を法人に直接確認し処理しています。
31	田原市	更正前の最新の申告書に国税控除額があるか確認し、国税控除額がある場合は、県に国税控除額に変更があるか確認しています。
32	愛西市	会社から提出された確定申告書に国税控除額がある場合は、西尾張県税事務所に電話して国税の控除額に変更がないか尋ねている。西尾張県税事務所で分からないときは、会社の経理へ直接電話している。 もともと国税控除額がない申告だった場合は、国税控除額は入力せずに更正処理をしている。
33	清須市	既に提出済みの申告書に特別控除や還付税額の記載があるものに関しては、担当の県税事務所に電話確認を行っています。そこから、内容の聞き取りをしたうえで、更正処理を行っています。
34	北名古屋市	愛知県から送付される法人税等の更正情報において、更正前の確定申告書等に「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額」などの国税控除額が計上されている法人については、送付元の県税事務所に問い合わせをして、国税控除額の確認をしています。
35	弥富市	更正情報と申告済の法人税額等に差異があれば、送付元に国税控除額を含めた内訳等を聞き取りし、更正処理を行っています。
36	みよし市	基になる確定申告書を確認し、控除額がある場合や大幅な法人税額の変動がある場合は県税に確認しています。県税事務所によっては控除額を補記していただいている事務所もあるため、控除額まで含めた通知として統一いただけることを望みます。
37	あま市	現状は、提供を受けた更正情報と、更正前の申告書とを見比べながら、更正前の申告書のとおりに控除額を入力している以外は、特段の対応はしていません。判断に迷ったり、不明な点があった場合は、県税事務所に相談しています。
38	長久手市	愛知県から送付される市町村民税法人税割に係る課税標準額についての通知から、更正処理の判断が難しいものについては、管轄の税務署に問い合わせて確認しています。